

沖縄の復帰に伴う国有財産の管理及び処分等に関する訓令を適用する訓令

昭和四十七年五月十五日

大蔵省訓令特第十五号

改正 昭和五十三年七月三日大蔵省訓令特第十二号

沖縄県に所在する国有財産の管理及び処分等を行なう場合において、国有財産監査官規則（昭和三十一年九月一日大蔵省訓令特第八号）普通財産統計作成規則（昭和三十一年十一月二十八日大蔵省訓令特第十一号）国有財産鑑定官等規則（昭和三十二年八月十四日大蔵省訓令特第八号）及び国家公務員宿舎事務取扱準則（昭和三十四年三月六日大蔵省訓令特第六号）中「財務局長」とあるのは「沖縄総合事務局長」と、「財務局出張所長」とあるのは「沖縄総合事務局財務出張所長」と、「財務局」とあるのは「沖縄総合事務局」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（昭和五十三年大蔵省訓令特第十二号）抄

- 1 この訓令は、昭和五十三年七月十七日から施行する。